

(資 格 の 公 示)

北海道教育庁空知教育局告示第 94 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 5 年 12 月 20 日

北海道教育庁空知教育局長 山口 利之

1 資格及び業務等の種類

令和 5 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約による業務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和 5 年 12 月 20 日に一般競争入札の公告を行う自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約

(2) 資格

自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 業務等の種類

自動販売機の設置

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、過去 3 年間に 2 年以上の管理・運営実績を有していること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 5 年 12 月 20 日から令和 6 年 1 月 24 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、電子メールで提出する場合は、PDF ファイルにより提出するものとし、着信を確認すること。

ア 提出先の名称 北海道教育庁空知教育局 道立学校運営支援室 管理支援係

イ 提出先の所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目 空知総合振興局 3 階

ウ 問合せ先

・ 電話番号：0126-20-0193

・ 電子メールアドレス：sugimoto.ryuuji@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 提出書類

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
競争入札資格参加審査申請書（兼参加申込書）	○	○	
法人登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書の写し		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る。）に滞納がないことの証明書の写し	○	○	発行後3ヵ月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書の写し	○	○	発行後3ヵ月以内のもの
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	○	○	発行後3ヵ月以内のもの
自販機設置実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
許認可等を証する書類の写し	○	○	許認可等を要する場合に限る
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る

(4) 押印の省略

押印を省略する場合、申請書類には、申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡する場合があります。

(5) 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を書面又は電子メールで提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。